

大紀町新庁舎整備基本設計業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 大紀町新庁舎整備基本設計業務の設計業者を大紀町新庁舎整備基本設計業務委託プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）第8条に基づき、公平かつ適正に選定するため、大紀町新庁舎整備基本設計業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、実施要領第8条第1項各号に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 委員会は委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、または任命する。ただし、プロポーザルに参加する者と利害関係があると認められる者は委員になることができない。

(1)学識経験を有する者

(2)副町長、その他町長が指名する職員

(3)その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長には、委員長があたる。なお、開催方法については、個別に意見照会を行うことで当該委員全員の同意が得られる場合や該当する委員間の意見調整や情報共有を図る必要がない場合は、その他の方法によることができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席を要するものとする。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の費用弁償及び報酬は、大紀町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年2月14日条例第34号）別表第1（第2条関係）その他の委員等の規定に基づき予算の範囲内において支給する。ただし、官公署の委員には報酬は支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この要綱は第2条の規定による任務の終了をもってその効力を失う。